

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	大阪港湾局 営業推進室 開発調整課（06-6615-7740）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	舞洲地区まちづくり要綱に基づく指導
関連する 他局の名称	
概要	<p>地区計画制度を活用して物流・環境等の機能等の集積を図るとともに、スポーツ・レクリエーション需要にも対応できるまちづくりめざす舞洲地区において、よりきめ細かなまちづくりに資するよう秩序ある建築物等の誘導を図ることにより、良好な都市環境の形成とその環境の保全を図ることを目的としています。</p> <p>舞洲地区まちづくり要綱実施基準で定めた基準を建築設計にとり入れていただくよう指導しています。</p>
根拠となる要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・舞洲地区まちづくり要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/port/cmsfiles/contents/0000440/440352/maishimamatidukuriyouko.pdf) ・舞洲地区まちづくり要綱実施基準 (https://www.city.osaka.lg.jp/port/cmsfiles/contents/0000440/440352/maisimakijun.pdf)
行政指導指針	<p>（適用範囲） 大阪市此花区北港緑地1丁目、2丁目、同区北港白津1丁目、2丁目（港湾計画の「埠頭用地」は除く）</p> <p>（事前協議） 適用範囲で建築物等を建築又は設置しようとするときは本市と協議を行い、施設整備計画書等の書類の提出が必要です。</p> <p>（主な指導事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化 ・壁面の後退 ・広告物設置基準 ・建築物等の色彩及びデザイン ・駐車施設等 <p>書類の様式や、指導内容の詳細については「舞洲地区まちづくり要綱」及び「舞洲地区まちづくり要綱実施基準」のとおりです。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000440352.html
備考	